

第一回 データガバナンス委員会 議事要旨

日 時：平成 24 年 9 月 26 日（水）10:00～12:00

場 所：(株)三菱総合研究所 4F CR-F 会議室

出席者（敬称略）：

主 査：井上 由里子（一橋大学大学院国際企業戦略科 教授）

副 主 査：野口 祐子（森・濱田松本法律事務所 弁護士）

委 員：沢田 登志子（一般社団法人 EC ネットワーク）、友岡 史仁（日本大学法学部 准教授）、
森 亮二（英知法律事務所 弁護士）

オブザーバ：総務省 情報流通行政局、内閣官房情報通信技術(IT)担当室、経済産業省 商務情報
政策局、

国土交通省 国土政策局、国土地理院

事 務 局：村上文洋、津國剛、福島 直央（三菱総合研究所）

配布資料：

資料 1-1 座席表

資料 1-2 データガバナンス委員会 委員名簿

資料 1-3 データガバナンス委員会の運営について（案）

資料 1-4 今年度の検討事項及び進め方について（案）

議 事：

1. 開会

2. 主査挨拶

3. 委員及びオブザーバ自己紹介

4. 委員会の進め方及びスケジュール説明

- ・資料 1-3 に基づき、委員会の進め方について事務局より説明
- ・本委員会の資料・議事録の取扱いについて、資料 1-3 にあるとおりで異議なく認められた。
- ・資料 1-4 に基づき、検討事項とスケジュールについて事務局より説明

【資料に関する意見及び、全体方針に関する意見】

- ◇ 国に権利がある情報について、現状は各省の担当課で取り扱いがばらばらになっている。国が持っている情報について、公開について基本ポリシーがあるのか。
- ◇ 「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）」というものがあり、各省からこういう情報は基本的に公開すべきという考え方は整理されている。ただ、公開の条件は明確に言っておらず、各省に任されている。
- ◇ 海外では欧州だけでなく、ニュージーランド、オーストラリア等でもオープンデータが進んでいる。その中で全省共通の方針を出している。これを日本でもやろうということだと思う。
- ◇ 全体像としては政府の持っている情報の仕分けととも含めて方向性を見いだすことになるが、とりあえず今年には既に公開されているものを対象とすることになる。

- ◇ 統計情報は、統計法ということで一般法があり、基幹統計の作成者が真実に反するものとする場合には罰則ということも定められている。利用者のサイドにたった上で、何が求められるかということからの議論もありだと思ふ。応用するのは利用者の方なので、利用者がどういう立場に立つかについて詳細な検討があると良いと思ふ。

情報の全体像の把握をちゃんと整理する必要がある。利用条件について共通化するという面については、事務の分担管理原則のもと各省の裁量でやってきたものを、どう乗り越えていくのかが課題になるのではないか。
- ◇ 組織にはオープン化に共感を抱いて頂ける方と、抱けない方がいる。慎重派を巻き込んでいくためには大きな哲学を持ったアプローチが必要であり、それと合わせ技で、何ヶ年計画かは分からないが、基本方針はこうで、慎重派にもオープンで進めるという大きなアプローチがある、という二段構えが重要では無いか。最初の哲学がぶれてしまうと、個別のニーズが色々出てきてわかりにくいポリシーになる。困ったときに戻る哲学を確認することは重要だと思ふ。

海外動向について、全政府の方針を出している、英国、オーストラリア、ニュージーランド等がどういう方針でやっているのかということをご報告いただいて参考にできたら良い。

今年は既に公開されているものについて条件整理をし、来年出てくるデータでまた来年議論したときに、今年の結論が矛盾することもあるかもしれない。その場合、ある程度可能な問題も視野にいれてやるか、今年は既存データを対象にシンプルに議論して、来年矛盾したらそれを修正する前提で議論するのかを考える必要がある。

ライセンスの条件については、既存の著作権法のライセンスでは、著作権についてしか関与してないということだと思ふ。政府の持っているかもしれない著作権についてだけ条件を示しているということであって、その他のことまではいっていないのではないか。ライセンスに入れ込まなくてはいけないという問題では無いかもしれない。注意喚起ということ整理できればと思ふ。
- ◇ 根本的なポリシーも議論して良いのだとすると、自由に使ってもらいましょうということだと思ふ。パブリックドメインで出発して、何か制約をつけたら問題なのかということ議論してはどうか。何が問題かということだとすると、色々問題があがってくるが、実際にはその理由はたいした問題では無いかもしれない。

権利処理できていなければ、それはやらないといけな。原権利者、研究会の報告書を納品する際に著作権放棄とかがされていないと制限があるだろうし、GPLのようにコミュニティに出すというのも権利処理の問題。国が国としてコミュニティに出させるのはおかしい話だが。

利用条件についても、お金をとるのか、ということでは、高い税金をかけたものについて、一部の方にだけ使わせることが公平なのかという公平性の問題があり得る。

法規制等はライセンスの問題ではなくて、情報を使う場合の使い方の問題。

無保証の話も、書くかどうかということや、国家賠償訴訟を受けたときにどういう問題があるかということがある。選択肢として訴訟を受けて立つということもあるかもしれない。

5. 自由討議

- ◇ オープンにすると言うことは全体方針として決まっているが、オープンにする事の獲得目標は何か。欧米であれば二度国民からお金をとらない。税金で作ったものは公開することが大原則ということ。欧州では産業活性化ということを打ち出している。有用な

情報を出すことで、経済効果を狙うというときは、営利利用を認めないといけない。

- ◇ 情報公開制度は、情報は国民の財産だということを前提としている。国民の側からアクセスしたときに、どう利用してもかまわない。ビジネスについて情報公開制度はフリーに考えているはず。営利で利用することについては中立的だろう。
- ◇ オープン化戦略は、産業活性ということでむしろ積極的に営利で使って下さいという流れだと思う。有償化については、オーストラリアのPSIのオープン化の議論の論文集で、フリーで出した方が社会的なメリットがあると言うことが述べられている。基礎づけるものを持ってくると、原理原則になる。
- ◇ ポリシーの問題であり、法律で決まる話では無い。情報については多くの人が見えるものと、一部の領域の人しか見えないものがあり、情報の性質によっても違うと思う。
- ◇ 基本全部公開するべきで、何故公開できないかを議論するアプローチが良いのでは無いか。
- ◇ オープンデータ戦略で公共データ活用の意義・目的として、「透明性・信頼性の向上」、「国民参加・官民協働の推進」、「経済の活性化・行政の効率化」の3つを挙げている。また、基本原則として、機械可読性が重要なポイントになっており、単なる情報公開とオープンデータとは意味づけが違う。すなわち、見られるようにするという事について、紙で渡すことと、機械判読可能な形にすることとは違うということ。機械判読可能な形にするためには、行政内部の対応として、業務プロセスの見直しや技術的な対応も必要になるということで、費用対効果の話も関係してくる。一番大きな理念としては全部見られるようにした方が良いということはあるが、戦略においても、取組可能な公共データから具体的な取組に着手し、成果を確実に蓄積していくということになっている。また、ライセンスを作るときに、どういうライセンスにするかということが議論だと思う。簡素なライセンスというのが使いやすさに通じると思う。全く制約ゼロでフリーというのは無理と思うのだが、できるだけ簡素なライセンスにするというのが理念だと思う。複数の選択できるライセンスがありうるというときに、どれくらいのバリエーションを準備するのがよいのか、また、そのバリエーションに乗らないときは、オープンデータでの対応でなく情報公開的に、二次利用可能な形式ではない公開で対応するという事でよいかということ整理していただくといよいのではないか。
- ◇ ゼロベースで考えると、選択については、制限することと解放することということ考える。制限する選択肢がどの程度の必要性があるかを洗い出すことから始めるべき。現時点でこれくらいという考え方はあまりないのだろう。たくさんになってしまったら仕方が無いが。
- ◇ 実はそれほどバリエーションは必要ないかもしれない。どのライセンスでも、複製はだいたい認めているし、改変も認めている。商用利用についても、経済効果も含めて考えると、自由に使って良いし、商業的に使おうということは、問題ないのではないか。選択肢をつぶしていけば問題では無いのだろう。似て非なるライセンスでどれを選ぶかという問題はある。CCをつけるかどうかというときにスペシフィックな条項が気に入らないということがあったりするが、海外ではそういう議論が主流。そこで危険だと思っているのは、プラスマイナスがあって標準的なラ

イセンスにのるか、互換性のところを議論する必要がある。独自ライセンスを作ることと、標準的なライセンスにのることの比較検討が必要。

- ◇ 現在でも、情報を公開して積極的に使って欲しいがライセンスのモデルが無いので保守的になっている国の機関は結構あると思う。本委員会の検討2年目は原則公開のはずなのに何故公開していないのかという責め立て方になるが、検討1年目は公開したい組織にとって役立つ利用規約のモデルを作ってあげることだと思う。情報を使ってもらおうと思っている組織から、法令上以外も含め不安に思っていること、利用制限などのニーズを聞き、根拠のない不安は消し込んであげる作業も必要になる。
- ◇ 今後も原理原則については議論していくが、検討するデータについては、二次利用の要請が高い、二次利用することの活用価値が高いものが良いだろう。地理空間情報は活用価値が高いが、著作権があるかどうか微妙なところがある上に、作成に複数に関わるので検討データ例としてあり得ると思う。
- ◇ 二次利用の関係では統計情報や、医療情報などは考えられる。著作権以外のところに懸念材料があるものもサンプルとすると議論に役立つだろう。
- ◇ 白書・報告書系のものは、著作権があるものとして議論を行いたい。
- ◇ ①著作権が確実にあるもの（文章系を含む）、②データ系で著作権が無いだろうというもの、③著作権としてはグレーゾーンで、かつ他の問題も含むもの、の3種類を対象として、検討することとしたい。判例データについてもPDFで出ていて検索もできないという問題がある。これも対象にできると良い。

6. 事務局からの連絡

- ・委員、オブザーバ、事務局をメンバーとしたメーリングリストを作成する。

以上